

5 ヘルメットを着用

更新日：2025年9月1日

ヘルメットを着用



自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



児童や幼児の保護者は、児童等が普通自転車を運転するときや児童等を普通自転車に乗車させるときは、児童等に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

成長過程の子どもは体の重心位置が不安定なため、転倒した際に頭部に重大なダメージを受けることがあります。児童等が普通自転車に乗るときはもちろん、幼児を幼児用シートに乗せるときも、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。

注目

改正道路交通法の施行（R5. 4. 1～）により、自転車を運転する場合は、年齢に関係なくすべての利用者が乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならなくなりました。

頭部を守るためにも乗車用ヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう。